

障害者（児）医療費助成制度を国の制度とすることを求める意見書

障害者（児）が、生きていく上で「十分な医療の提供」は欠かすことができないものであり、安心して暮らしていくには、なくてはならない制度として、障害者・家族の中に定着している。

障害者の多くは、自らの障害に対する継続的な診断、治療を長期にわたって必要としている。また、どうしても通院にタクシーを利用せざるを得ない、入院に際して介護を求められる、個室での入院を余儀なくされるなど、保険外負担も深刻である。

このような障害者（児）の医療費負担を少しでも軽減しようと兵庫県では、昭和48年8月から障害者医療費助成制度が発足している。

また、全国の総ての都道府県において対象者の範囲や助成内容などの違いはあるが、何らかの障害者（児）医療費助成制度が実施されている。

しかし、その制度は各地方自治体の独自施策として実施されているものであり、他府県にまたがったの制度利用は各自治体の制度の違いにより様々な困難が生じている。

この障害者（児）医療費助成制度が、国の施策として実施されるなら全国どこに住んでいても安心して必要なときに必要な医療が受けられることとなり、大変素晴らしい施策となる。

よって、政府に対し、全国どこに住んでいても障害者（児）が安心して医療機関にかかれるよう障害者（児）医療費助成制度を国の制度とすることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2003年（平成15年）12月26日

高砂市議会